一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊橋市城下町字南方部一、五、三八、四〇の一、四〇の二、七四、八四、一〇六、一〇七の一、字築地ノ内五一（次の図に示す部分に限る。）、四七、五二、八九の一、八九の三、九〇、九一、九八、九九、一四三の一、一四三の二、字恵下一一二、一一二の一、一一九の一、一二〇、一二〇の四、二九三の一から二九三の四まで、字味噌川一〇の一、一〇の二、一二、一五の三、雲谷町字ナベ山下四の二から四の五まで、四の七から四の一〇まで、四の一三、八二、八三、八四の一、八四の二、八五の一、八五の四、八六の一から八六の三まで、八六の五から八六の一三まで、八六の一五、八七の一から八七の六まで、八八の一、八八の二、八九、九〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南方部一、五、三八、四〇の一、四〇の二、七四、八四、一〇六、一〇七の一、字築地ノ内四七、五一、五二、八九の一、八九の三、九〇、九一、九八、九九、一四三の一、一四三の二、字恵下一一二、一一二の一、一一九の一、一二〇、一二〇の四、二九三の一から二九三の四まで、字味噌川一〇の一、一〇の二、一二、一五の三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七十号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第三条の四第一項の規定に基づき、指定資格講習機関の指定を更新したので、同令第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地	指定の有効期限
一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号 理事長　鈴木　善統	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号	平成三十三年三月三十一日

指定の更新年月日　平成三十年四月一日

○経済産業省告示第七十一号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第八条の三において準用する第三条の六第二項において準用する第三条の四第一項の規定に基づき、指定認定講習機関の指定を更新したので、同令第八条の三において準用する第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定認定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	認定講習業務を行う事務所の名称及び所在地	指定の有効期限
一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号 理事長　鈴木　善統	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号	平成三十三年三月三十一日

指定の更新年月日　平成三十年四月一日

○経済産業省告示第七十二号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第十条の二において準用する第三条の六第二項において準用する第三条の四第一項の規定に基づき、指定再講習機関の指定を更新したので、同令第十条の二において準用する第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定再講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	再講習業務を行う事務所の名称及び所在地	指定の有効期限
一般財団法人日本ガス機器検査協会 東京都港区赤坂一丁目四番十号 理事長　鈴木　善統	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号	平成三十三年三月三十一日

指定の更新年月日　平成三十年四月一日

○国土交通省告示第五百六十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

平成三十年四月二日

国土交通大臣　石井　啓一

改正後	改正前
（略）	（略）
一　（略） 1・2　（略） 3　（略） （一般会計）	一　（略） 1・2　（略） 3　（略） （一般会計）
目	目
（略）	（略）
住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するス	住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域居住機能再生推進事業として実施するス